



社援総発 1026 第 1 号
平成 23 年 10 月 26 日

岩手県、宮城県、福島県

茨城県、栃木県、千葉県、長野県 災害救助担当主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



東日本大震災で建設された応急仮設住宅における防火対策等の徹底について

建設された応急仮設住宅の防火対策については、東日本大震災の発災後はじめての冬期を迎えるに当たり、暖房器具の使用が増え、火災の危険性が増加することから、貴職におかれましては、次の内容について御了知いただくとともに、関係市町村への周知及び仮設住宅入居者への注意喚起を行われたい。なお、この内容については、総務省消防庁へ協議済みであることを念のため申し添える。

記

1. 建設された応急仮設住宅の防火対策を強化するために、次の設備、備品を整備した場合には、これに要する経費については、災害救助法の国庫負担の対象となる。なお、具体的な整備にあたっては、それぞれの団地ごとの必要性を踏まえつつ、優先順位をつけて実施されたい。

①応急仮設住宅の屋外に設置されている消火器に加えて、各住戸内への消火器の設置。

②応急仮設住宅の屋外に設置されている消火器について、設置状況及び使用可能状況を確認し、追加設置や交換の実施

③集会所、談話室への AED (自動体外式除細動器) の設置。

(なお、設置に当っては、必要な場合に活用できるよう、管理者等を定めるなど適切な管理を行うこと。)

④各住戸、集会所及び談話室内への非常ベルの設置。

2. 消火器の設置場所の確認をはじめ、火災が発生した場合の消火器等による初期消火方法、通報要領及び避難方法について入居者等へ周知するとともに、河川、井戸、消火栓及び防火水槽等の消防水利の状況を踏まえつつ、消防機関と連携の上、早期の消火体制の確保について検討されたい。
3. 秋の全国火災予防運動（11月9日～15日）に合わせるなど、応急仮設住宅入居者に対して防火についての注意喚起のために、掲示板等へのポスター等の掲示、ビラの各戸配布、関係者による巡回訪問の実施等に努められたい。
4. 応急仮設住宅の自治会等による防火訓練（消火器及びAEDの使用方法の講習を含む）について定期的に実施するよう助言すること。なお、自治会が未設置の場合は、近隣地区の自治会と共同での実施やサポート拠点の運営事業者等による実施の検討を行うとともに、積極的な行政機関の支援に努められたい。
特に、福祉仮設住宅については、近隣住民の参加を得て実施するよう配慮されたい。
5. あらかじめ、火災等の災害発生時、応急仮設住宅の団地毎の高齢者や障害者等の要援護者を安全な場所に避難させるために、当該名簿の作成・管理、避難支援者を定める等の避難支援体制について検討されたい。
6. その他、必要に応じて消防関係機関との連携を図り、防火対策等について万全を期すよう取り組まれたい。